

白糠町

高齢者の生き生きハンドブック

いつまでも

～住み慣れたこの町で～



R6 年9月更新

この冊子では、介護保険制度、介護予防事業、および介護福祉課で実施する高齢者事業について、簡易にまとめて紹介しています。詳細は窓口にお問い合わせください。

白糠町地域包括支援センター発行



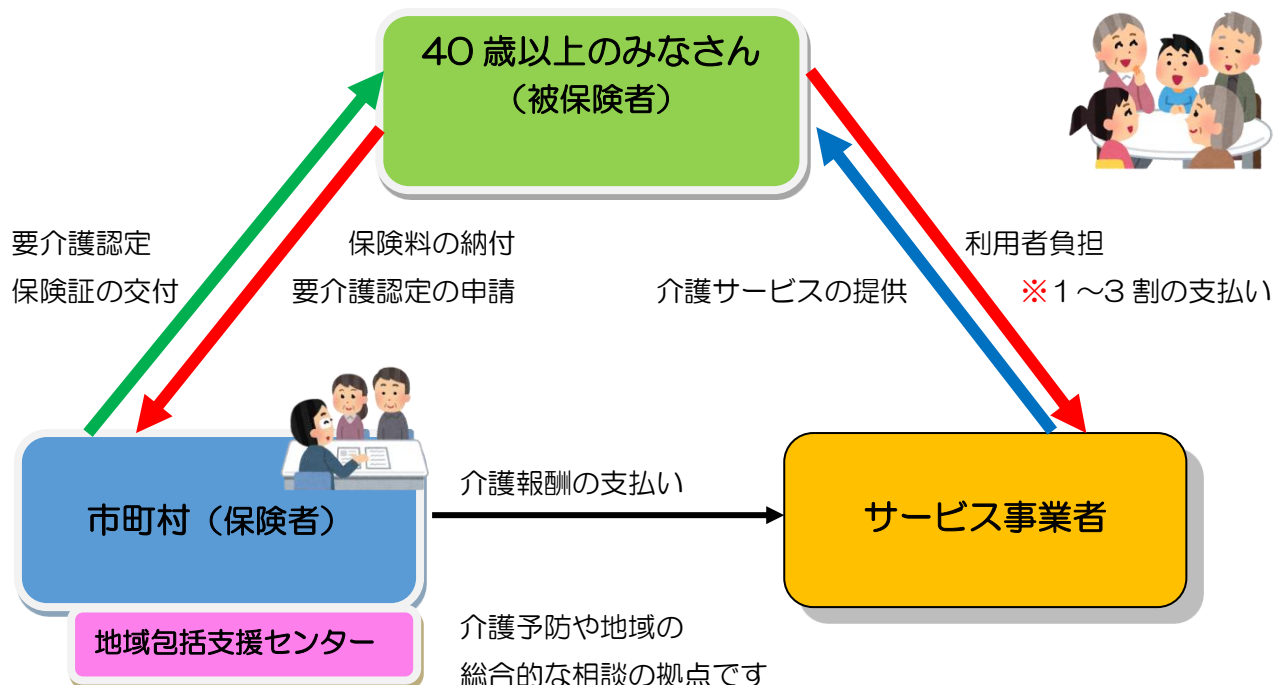
目 次

- ・介護保険制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・介護保険料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・要介護認定を受けるには・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・要介護認定区分と状態のイメージ・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・介護保険で利用できるサービス 在宅サービス・・・・・・ 7
- ・介護保険で利用できるサービス 施設サービス・・・・・・ 10
- ・地域包括支援センターとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・総合事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 白糠町の介護予防・生活支援サービス事業について・・・・ 15
 - 一般介護予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - 基本チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・高齢者に関する事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・白糠町の医療機関、薬局、介護サービス事業所・・・・・・ 23
- ・釧路市の介護施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設）・・ 24



介護保険制度について

介護保険制度とは、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となり、介護が必要になった時にサービスを利用できる制度です。



※負担割合の詳細については窓口でお問い合わせください。

介護保険に加入する方

- ・**65歳以上の人**（第1号被保険者）
介護が必要と認定された場合にサービスを利用できます。
- ・**40～64歳の人**（第2号被保険者）（医療保険に加入している人）
介護保険の対象となる**特定疾病**により、介護が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。

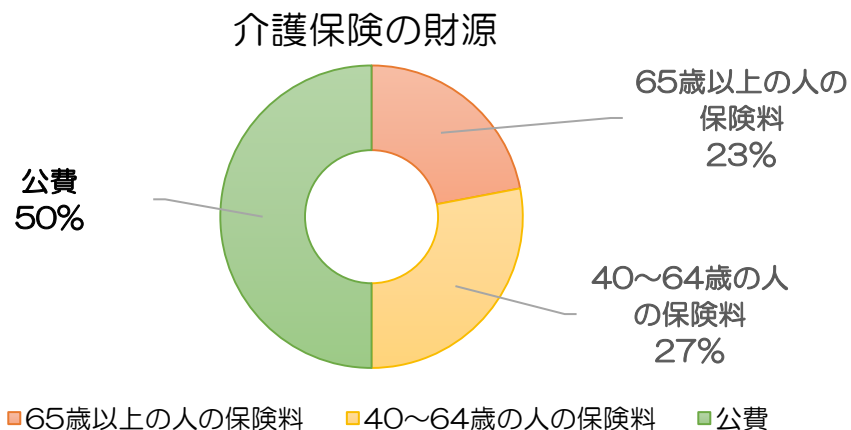
特定疾病とは？

- ・がん ・関節リウマチ ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靱帯骨化症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・初老期における認知症 ・パーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症 ・多系統萎縮症
- ・糖尿病性神経障害、腎症および糖尿病性網膜症
- ・脳血管疾患 ・閉塞性動脈硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



介護保険料について

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要な時に適切なサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



・40～64 歳の人の保険料

40～64 歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められ、医療保険の保険料と一括して納めます。

・65歳以上の人の保険料

保険料の基準額をもとに、所得に応じた段階別の保険料が決められています。保険料の段階については、介護保険係にお問い合わせください。

保険料の納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれます。

・年金の年額が18万円以上の人

特別徴収

年金の定期払い（年6回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金です。

・年金の年額が18万円未満の人

普通徴収

送付される納付書に基づき、保険料を個別に納めます。口座振替で納めることもできます。

要介護認定を受けるには

介護保険サービスを利用するためには要介護認定を受けるための申請が必要となります。要介護認定を受けるまで、サービス利用までの流れは次のとおりです。



要介護認定区分と状態のイメージ



要介護認定区分には要支援・要介護状態の区分があります。介護サービスの必要度（どれくらい介護のサービスを必要としているか）を判断するものです。調査員が行った調査内容と「主治医（かかりつけ医）の意見書」を基にして「介護認定審査会」で判定されます。

介護度	状態・イメージ	1月当たりの限度額
非該当 (自立)	日常生活において支援がなくとも生活が出来る状態 	
要支援 1	日常生活においてほぼ自分で行うことが可能だが、部分的に支援が必要な状態 例：立ち上がりには支えが必要など 	50,320 円
要支援 2	日常生活動作の低下がみられ、何らかの支援が必要となる状態 例：立ち上がり、歩行が不安定など 	105,310 円
要介護 1	日常生活動作や認知機能の低下によって、部分的に介護が必要な状態 例：排せつや入浴に一部介助が必要、物忘れにより生活に支障が出てくるなど 	167,650 円
要介護 2	日常生活動作や認知機能の低下によって、より介護が必要となる状態 例：立ち上がり、歩行に支障があり、排せつや入浴等に一部介助が必要、日課や直前の行動が部分的にわからなくなるなど	197,050 円
要介護 3	日常生活においてほぼ全面的な介護が必要となる状態 例：排せつ・入浴・更衣動作に全面的な介助が必要。認知機能の低下により身の回りのことが出来なくなるなど 	270,480 円
要介護 4	日常生活に全面的な介助が必要な状態 例：排せつ・入浴・更衣動作などほとんどの行為で介助が必要 多くの行動障害がみられ、意思疎通が困難など	309,380 円
要介護 5	最重度の介護が必要で、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態 例：寝たきりで、排せつ・更衣動作、食事など生活全般に介護を必要とする状態 	362,170 円

※上記表については大まかな目安となり、要介護認定区分は介護認定審査会で決定されます。

介護保険で利用できるサービス（在宅サービス）



・訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体の介護や生活の介護を行います。
(買物、洗濯、掃除など) なお生活の介護において同居家族がいる場合に出来ること、
出来ないこともありますので、担当のケアマネジャーと相談して下さい。
※居住環境以外の清掃、大掃除、窓ふき、雪かき、本人不在時の対応、医療行為などは
できません。

・通所介護（デイサービス）

日帰りで施設に行き入浴や昼食、レクレーション、機能訓練等を行います。



・通所リハビリ（デイケア）

通所介護と同様に施設送迎により介護老人保健施設に行き、日帰りで
リハビリや入浴サービスなどの介護、看護を受けることが出来ます。

※町内にないため釧路市の施設となります。



・訪問看護

看護師が自宅に訪問して健康上の必要な看護、床ずれの処置、リハビリ、相談などを
行います。主治医から指示がある場合、自宅で点滴を行うことも可能です。本人の病状に
より医療保険での対応となる場合もあります。

・訪問リハビリテーション

専門職（作業療法士）が自宅に訪問し、心身の機能の維持・回復、日常生活の自立を
支援するために、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。また介護する
家族へのアドバイスや相談を行います。



※白糠町内の介護事業所一覧は22ページをご覧ください。

介護保険で利用できるサービス（在宅サービス）



・訪問入浴介護

自宅の浴槽で入浴ができない方に、事業者が組み立て式の浴槽を持ち込み、寝たままの状態で入浴支援を行います。当日体調がすぐれない場合は清拭の介助に切り替えることも可能です。タオル等も事業者が持ち込みますが、自宅の水道と排水を利用する事になります。また感染症などで、通所サービス等を利用できない方の対応も可能ですが、事前に相談等が必要になります。 ※釧路市の事業所となります。

・ショートステイ

在宅で介護者が不在になる場合などに、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間宿泊して、必要な介護や食事、入浴のサービスを受けることができます。また希望によりショートステイ利用中に機能訓練を受けることもできます。

ショートステイを利用する方の食費、居住費については、低所得の方への助成制度があります。要件がありますので、詳細は窓口でお問い合わせください。



・福祉用具貸与

日常生活における自立支援や介護者の負担軽減のため、下記に記載する福祉用具を貸与（レンタル）することができます。また原則要介護認定区分によってレンタルできない物品、一部の福祉用具において貸与と販売の選択制もありますので、詳しくは窓口でご確認ください。

- ① 車椅子（付属品を含む）
- ② クッション、電動補助装置の一定の車椅子付属品
- ③ 特殊寝台（付属品を含む）
- ④ マットレス、サイドレール、スライディングボードなどの特殊寝台付属品
- ⑤ 褥そう（床ずれ）予防用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり
- ⑧ スロープ（段差解消機を含む）
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助杖（四点杖）
- ⑪ 認知症性老人徘徊探知機器
- ⑫ 移動用リフト（つり具を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置



介護保険で利用できるサービス（在宅サービス）

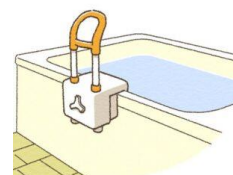
・福祉用具購入助成

入浴や排せつに使う福祉用具について購入にかかる費用が支給されます。利用限度額は年間 10 万円で、毎年 4 月 1 日から 1 年間となります。購入の対象となるものは次の通りです。また一部の福祉用具貸与と販売の選択制もあります。

※事前申請し、見積り等の提出が必要です。

担当ケアマネジャー、地域包括支援センターにご相談ください。

- ① 腰かけ便座（ポータブルトイレ）
- ② 特殊便器
- ③ 自動排泄処理装置
- ④ 入浴補助用具（シャワー椅子、浴槽台、浴槽手すり※固定しないもの）
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具
- ⑦ ※一部の福祉用具貸与と販売の選択制（医師やリハビリ専門職の意見が必要です）
固定用スロープ、歩行器（車輪のつかないもの）単点杖、多点杖

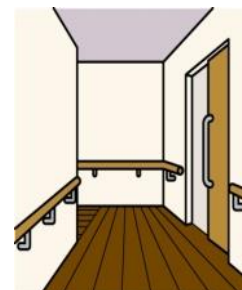


・住宅改修

住み慣れた自宅で安全に生活できるよう、小規模な住宅の改修にかかった費用を助成する制度です。同一の住宅で限度額は20万円までとなります。

現在居住している住宅の住宅改修費のみが対象となります。

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止と移動の円滑化等のための床材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他これらの工事に付帯して必要な工事



※事前申請し、工事前の写真や見積り等の提出が必要です。

担当ケアマネジャー、地域包括支援センターにご相談ください。

介護保険で利用できるサービス（施設サービス）

在宅生活が難しくなったときに施設サービスを利用できます。施設サービスには複数の種類がありますが、白糠町にある施設の概要を紹介いたします。施設入所を検討する際は担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。

・特別養護老人ホーム

○特別養護老人ホーム清和園

☎ 2-3200

定員 72 名

常時介護が必要で在宅での生活が困難な方に食事や入浴、排せつなどの日常生活上の支援や介護を行う施設です。要介護度が高く在宅介護が困難な方が優先されます。

◇申込み資格：年齢65歳以上 要介護度3以上の方。

◇月の費用：月 69,000～142,000 円（※1割負担の方）

◇世帯収入、課税状況等により食費、居住費の減額を受けられる場合があります。



・グループホーム

○グループホームななかまどの里

☎ 6-0150

定員 9 名

認知症を患う高齢者が、少人数で共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援を行います。白糠町に住所がある方が対象となります。

◇申込み資格：年齢65歳以上 要介護度 要支援2以上で認知症の診断を受けた方

◇月の費用：月 133,000 円～137,000 円（※1割負担の方）

（10～3月）暖房費 5,000 円別途かかります。



地域包括支援センターとは



地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの職種が中心となって、地域で暮らす高齢者を、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支援しています。地域包括支援センターでは主に次のような業務を行います。

① 総合的な相談・支援業務

介護保険に限らない総合的な相談を受け支援をします。

最近、体が弱ってきたような気がする・・・
介護サービスを受けたいが、どうすればよいかわからない。
高齢者だけの世帯なので、何かあった時に心配だ。
家族だけで介護するのは大変だ。
親の認知症が悪化してきているため困っている。
近所の一人暮らしの高齢者が心配。



このようなことで何処に相談してよいかわからないときは、
まずは地域包括支援センターにご連絡下さい。



② 介護予防ケアマネジメント業務

介護認定で「要支援 1、2」の認定を受けた方や介護予防事業対象者に、介護予防ケアプランを作成し、介護予防サービスの調整や評価を行います。

③ ケアマネジメント支援

包括的・継続的なケアマネジメントが行われるよう、地域のケアマネジャーの支援を行います。

④ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることが出来るよう、医療機関や介護事業所関係者と連携を図ります。

⑤ 生活支援体制整備事業

医療、介護のサービス提供だけでなく、地域の社会資源と連携し、多様な日常生活の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を図ります。

⑥ 認知症総合支援事業

認知症の方が、出来る限り住み慣れた地域で生活できるよう、早期に関わる認知症初期集中支援や地域のネットワーク形成や、支援体制の構築を図ります。

地域包括支援センターとは

⑦ 高齢者の権利擁護事業

虐待の早期発見、把握に努め、介護サービスの利用や安全確保のための支援をします。
こんな事があればご相談ください。（秘密は厳守致します）

- ◎衣服が酷く汚れており着替えた様子がない…
- ◎近所の家からいつも高齢者を怒鳴る声が聞こえてくる…
- ◎あざのような傷が見受けられる…



○消費者被害の防止

悪質商法や詐欺被害防止にかかる情報提供や相談に対応します。

- ◎特殊詐欺～還付金詐欺、架空請求、オレオレ詐欺(家族なりすまし)など
- ◎悪質商法～無料点検を装い、商品売りつける、注文していない品を勝手に送りつけるなど。※手口は様々あります。



○成年後見制度

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分にできない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、財産、金銭管理や日常生活にかかわる契約が困難になった方を支援する制度が『成年後見制度』です。
制度利用についてはお問い合わせください。

成年後見制度	
法定後見	任意後見
後見 / 保佐 / 補助 ※判断能力が衰えた後	※判断能力が衰える前



○白糠町権利擁護センターをご利用ください

権利擁護センターでは成年後見制度の利用を必要とする方や家族からの相談を受け付けております。申立ての支援や、家庭裁判所への後見人の候補者を推薦するなどの業務を行っています。利用を希望される方は下記連絡先にご相談ください。

連絡先

白糠町権利擁護センター（白糠町社会福祉協議会内）

住所 白糠町東 1 条北 1 丁目 1 番地 9

電話 01547-2-2042 ・ 2-2702



総合事業について

介護認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用する事が出来ます。介護を必要としない暮らしをおくるためにも、介護予防・総合事業を利用して自立した生活を続けましょう。

1. 総合事業のサービスを利用するためには？

介護予防・生活支援サービス事業は、基本チェックリストにより、事業対象者に該当した場合に、サービス利用が可能となります。

※基本チェックリストは冊子の 17 ページに記載しています。

※サービス利用の流れについては 14 ページのフローチャートをご参照ください。

2. 介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できるサービス

○訪問型サービス

ご自宅にヘルパーが訪問し、家事等の生活支援を行います。

○通所型サービス

通所介護施設で、日常生活上の支援や、生活行為の向上のための支援を行います。

○その他の生活支援サービス

独り暮らしの方の見守り声かけ訪問を行います。

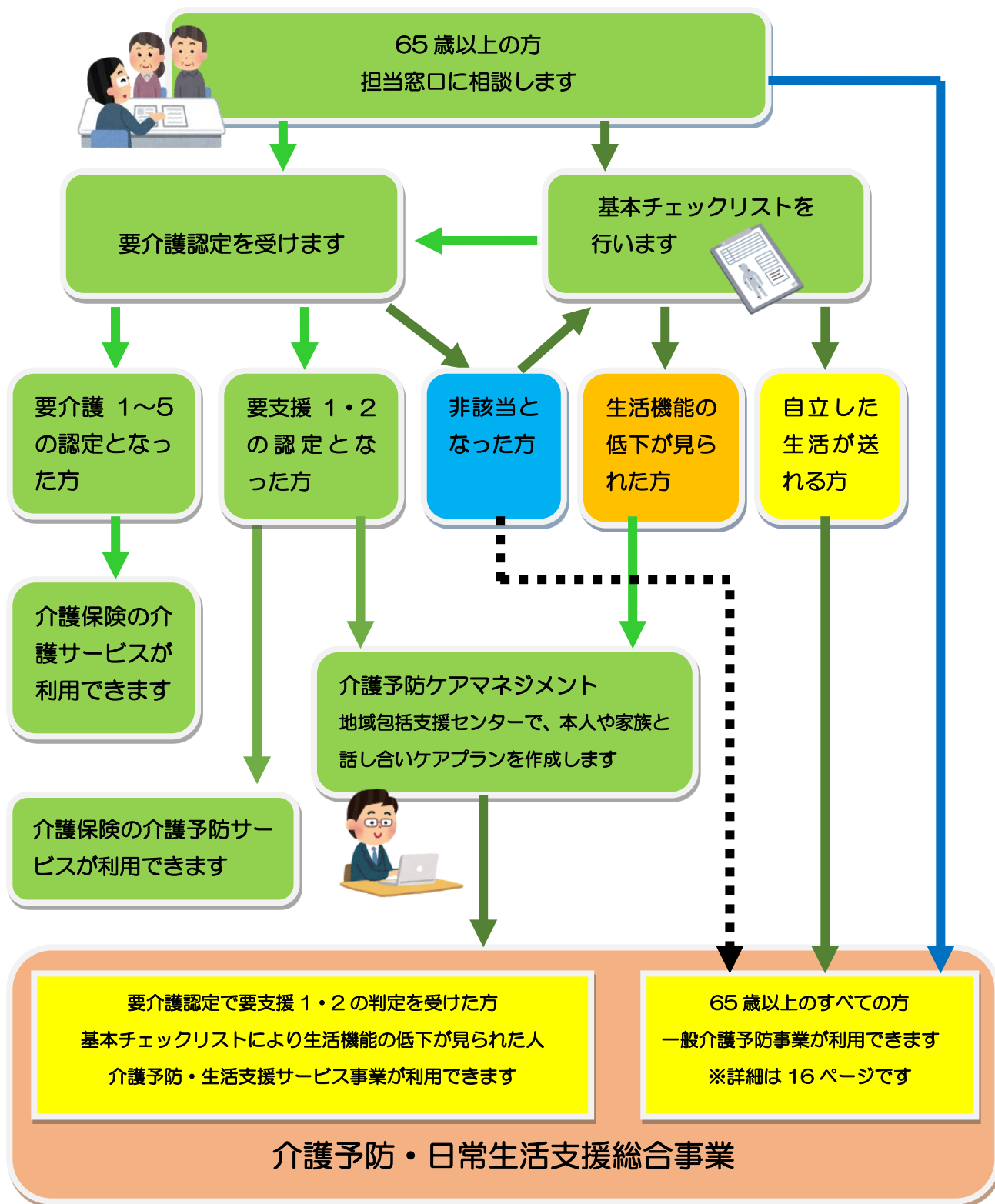
※サービスの詳細は 15 ページをご覧ください



※40～64歳の方(第2号被保険者)は基本チェックリストではなく、要介護認定の申請を行います。

総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業の申請の流れ（フローチャート）



※ 事業対象者になった後や、サービスを利用した後でも要介護認定を申請することができます。

総合事業について

白糠町の介護予防・生活支援サービス事業について

■訪問型サービス ～日常生活の手助け～

① 軽度生活援助事業	② 訪問介護事業（※要支援1，2の方）
生活支援ヘルパーが訪問し、買い物や簡単な調理、掃除、洗濯などを一緒に行う事業です。 回数 週1回（45分） 料金 120円	ホームヘルパーが訪問し、食事の準備や調理などを行う事業です。 回数 週1～2回 料金 月額定額制



■通所型サービス ～通所介護施設で食事や入浴などのサービス～

① 生きがい活動通所事業	② 通所介護事業（※要支援1，2の方）
社会福祉協議会で、手工芸などの趣味活動、軽運動や参加者同士の交流などの事業です。 【送迎付きです】 回数 週1回 料金 1回800円	通所介護（デイサービスセンター）で、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなどを行う事業です。【送迎付きです】 回数 週1～2回 料金 月額定額制

③ 通所型短期集中予防サービス

運動器及び口腔器に関する講話や、軽運動、脳トレを行い、介護予防に取り組む教室です。基本的に3カ月間の教室です。※9月から12月に開催予定です。

- *場所 社会福祉センター
- *料金 無料



■その他の生活支援サービス

① 声かけ訪問サービス事業

高齢者世帯等で、声かけ訪問員が自宅に訪問し安否確認を行います。もしもの時には緊急時の通報の対応を行います。

- *回数 週1～2回
- *料金 無料



総合事業について

一般介護予防事業

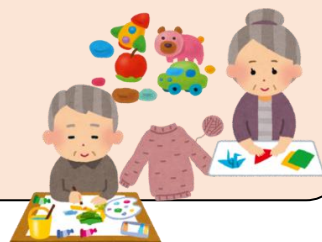
■利用できる方

65 歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方が対象



元気はつらつ教室（介護予防教室）

介護予防に関する講話や脳トレ、軽運動を行う教室です。



生活・介護支援サポーター養成講座

高齢者へのお手伝いを行うボランティアを養成します。高齢者に関する基礎的知識や社会福祉サービスや介護サービスなどの基礎的知識、コミュニケーション技術を習得するための講座です。

※2年に1回養成講座を開催しています。



高齢者介護予防把握事業

65 歳以上の高齢者の方に「基本チェックリスト」を利用し、閉じこもり等、何らかの支援が必要な高齢者を把握し、介護予防活動への参加につなげます。

自主組織活動支援

地域には、高齢者の方が体操や、交流などを行い、自主的に健康づくりに取り組む団体があります。活動にご興味のある方には、地域の団体をご紹介します。



詳細は地域包括支援センターにお問い合わせください

基本チェックリスト



自分の生活や健康状態を振り返り、自身の生活能力を確認するためのものです。このチェックリストを使用し、運動器、栄養、口腔機能、うつなどの機能低下に該当した場合は、総合事業のサービスを利用できます。詳細は窓口にお問い合わせください。

No.	質 問 項 目	回 答 (どちらかに○をつける)
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい 1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ
4	友人の家を尋ねていますか	0. はい 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. いいえ
12	身長 cm ・ 体重 kg (1ヵ月以内の値)	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じる	1. はい 0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ

高齢者に関する事業について

高齢者の方々が介護の必要な状態になることがないように、介護予防を推進しています。生き生きと自立した生活が出来るよう、白糠町では様々な事業を実施しています。

○配食サービス事業（介護支援係 内線 527、528、546）

対 象 者：一人暮らしの高齢者や、世帯全員が高齢者である世帯の方や、身体障害者の方であって、老衰、心身の障がい、疾病などの理由により、食事の調理が困難な方を対象とします。

内 容：希望される日程に居宅を訪問し、栄養バランスのとれた食事をお届けすることにより、利用者の安否を確認します。

自己負担：1食 450円

利用回数：1日あたり1食（昼食、または夕食のどちらか）
週7回まで（年末年始がお休みです）



○声かけ訪問サービス事業（介護支援係 内線 527、528、546）

対 象 者：おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方

内 容：専任の訪問員が定期的に伺い、声かけにより安否を確認します。

自己負担：無料です。



○緊急通報システム（高齢者支援係 内線 587）

対 象 者：65 歳以上で、在宅一人暮らし、または高齢者世帯で夫婦ともに心臓等に疾患のあるもの、重度障害で一人暮らしの方

内 容：緊急通報装置を設置し、連絡援助体制を確保します。

自己負担：1か月 418円 装置のレンタル料金のみかかります。



○白糠町SOSネットワーク（介護支援係 内線 527、528、546）

大きな枠組みとしては釧路地域 SOS ネットワークの白糠版としての位置づけで所在不明高齢者等の早期発見と再発防止を目的として、警察、町内の協力機関と連携しています。また徘徊等により行方不明になる可能性のある高齢者を早期に発見、保護することを目的として、顔写真を事前に警察に情報提供する「事前登録制度」を設けていますので、詳細については窓口にお問い合わせください。

高齢者に関する事業について



○安心サポートGPS機器貸出事業（介護支援係 内線 527、528、546）

対 象 者：65 歳以上の高齢者の方

内 容：高齢者の方が安心安全に外出出来るよう、家族等が機器を所持する
高齢者の位置情報を検索するための機器の貸出をします。

検索方法：スマートフォン、PCによりインターネットのサイトから機器のおお
よその位置を検索することが出来ます。またオペレーターに直接連絡
をして検索してもらうことが出来ます。



自己負担：無料

○靴ステッカーの無料交付（介護支援係 内線 527、528、546）

対 象 者：認知症を患い、徘徊がみられる高齢者等

内 容：普段履いている靴に目印になるよう貼付けられる反射板ステッカーを交付
します

自己負担：無料



○介護用品購入助成事業（介護保険係 内線 521、525）

対 象 者：要介護 3 以上の認定を受けている、非課税世帯で在宅の方

内 容：町内の登録されている店舗にて、紙おむつや尿取りパッド、介護用シーツ、
使い捨て手袋、清拭剤などを購入できる介護用品券を支給します。

用 品 券：要介護 3 1 枚 3,000 円/月

要介護 4～5 1 枚 5,000 円/月

※1 月あたり 1 枚交付致します。



○介護支援のためのゴミ袋支給事業（介護保険係 内線 521、525） （社会福祉係 内線 529、530）

対 象 者：要介護 3 以上の認定を受けている方や、排泄管理支援用具の給付を受けて
いる障がい者で、常時排泄管理用品を使用している在宅の方。

内 容：蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ、尿取りパッド、介護用使い捨て手袋の処理用の
ゴミ袋を支給します。（一般ごみは入れることは出来ません）



高齢者に関する事業について



○生き活きしらぬか外出支援助成事業（高齢者支援係 内線 587）

対 象 者：75 歳以上の方（毎年 4 月 1 日基準）

65～74 歳の方で要支援 1, 2 の認定を受けている方

65～74 歳の方で運転免許証を返納された方

身体障がい者手帳 1 級又は 2 級（内部障がい 3 級）

療育手帳 A 判定、精神障がい者福祉手帳 1 級、重度の知的障がいと判定の方

内 容：一人当たり年間 10,000 円のタクシー・町営バス運賃補助券を交付します。



○生き活きしらぬか健康入浴事業（高齢者支援係 内線 587）

対 象 者：70 歳以上の方（毎年 4 月 1 日基準）

内 容：温浴施設「しらぬかの湯」の無料入浴を実施します。

※毎月第 2、第 4 金曜日の午前 10 時から午後 4 時まで

※申請書に記載し、しらぬかの湯の窓口に提出してください。



○生き活きしらぬか日帰り温泉事業（高齢者支援係 内線 587）

対 象 者：75 歳以上の方（毎年 4 月 1 日基準）

内 容：健康、生きがいづくりを推進するため、日帰りの温泉入浴事業です。



○生き活きしらぬかふれあい交流事業（高齢者支援係 内線 587）

対 象 者：65 歳以上の方

内 容：生きがいづくりやふれあい、相互交流の推進を図り笑顔で楽しい時間を提供します（演芸、音楽会など） 開催時期は広報等にてお知らせいたします。

○生き活きしらぬか活動応援ポイント事業（高齢者支援係 内線 587）

対 象 者：65 歳以上の方

内 容：健診、生きがい、健康づくりなどの活動に取り組まれた方にポイントを付与し、30 ポイント以上達成でシラトピア商品券と交換できます。

※商品券との交換は 1 人 1 回限り、白糠町商工会で交換できます。



高齢者に関する事業について



○福祉灯油購入助成（社会福祉係 内線 529、530）

対象者：毎年 10 月 1 日において、下記のいずれかに該当する世帯。

- ・高齢者世帯 65 歳以上の方だけで構成される世帯
- ・以下の障がいをお持ちの方が同居している世帯

障がい者手帳 1 級または 2 級の方 ・療育手帳 A 判定の方

精神障がい者保健福祉手帳 1 級、2 級または 3 級の方

※上記において当該年度の個人市町村民税非課税世帯が対象となります。

内 容：1 世帯につき 100 リットル分の灯油引換券を交付します。

対象外：生活保護の方、当該年度の個人市町村民税課税世帯、お子さん等の扶養となっている方で扶養義務者が課税されている方

○除雪サービス（高齢者支援係 内線 587）



対象者：65 歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、障がい等で除雪が困難な方

内 容：概ね 10 センチ以上の積雪があった時（町の除雪車が出動した場合）町より委託した事業者が登録者宅を巡回し、玄関から主要道路までの歩行通路確保のみ除雪を行います。（事前の登録が必要となります）

※巡回時に通路が確保されている場合、除雪は行いません。

※夜間早朝は実施していません。降雪状況により実施時間が前後する場合があります。なお長期不在となる時は、必ずご連絡をお願いします。

○高齢者団体等活動支援機器の利用（高齢者支援係 内線 587）



高齢者の生きがいづくりや健康づくりを目的とし団体等の活動を支援するため、町内の 5 か所にカラオケ機器を無償で利用することが出来ます。使用を希望される場合は各施設にお問い合わせください。

使用場所	問合せ先
社会福祉センター	2-2287
西庶路コミュニティセンター	5-3631
庶路町民センター	5-3562
庶路支所	5-2030
白糠振興センター	2-2345



高齢者に関する事業について



○補聴器購入費用の一部助成（高齢者支援係 内線 587）

対象者：町内在住の 65 歳以上の方

聴力レベル 40 デシベル以上で医師から補聴器が必要であると証明を受けた方

町税などの滞納がない方

※聴覚障害の身体障がい者手帳の交付対象外の方



助成限度額：片耳 50,000 円

医師が両耳の装着が必要と判断された方は、限度額 100,000 円を助成します
申請書、医師意見書、補聴器を購入した際の領収書を窓口に提出してください。
内容を審査後、決定通知書を郵送し、後日助成金を支給致します。

※助成の交付を受けてから 5 年を経過するまで再申請はできません。

※メンテナンスや修理は対象外です。

※集音器については助成対象外です。

○入院中にかかった費用の一部助成（高齢者支援係 内線 587）

対象者：75 歳以上で後期高齢者医療制度に加入の方

住民税非課税世帯に属する方

1 年以上町内に住所を有している方

町税等の滞納のない方

※生活保護受給者、重度心身障がい者医療費を受けている方は対象外です。

内 容：1 年度内の累計入院日数に応じて、助成金額が変わります。

※1 回の入院日数が 7 日以上を対象とします。

※申請の際は、入院時の領収書の提出をお願いします。



助成額：

累計入院日数	助成額
7 日から 30 日	1 万円
31 日から 60 日	2 万円
61 日から 90 日	3 万円
91 日から 120 日	4 万円
121 日以上	5 万円（上限額）



各高齢者に関する事業の詳細につきましては、担当係にお問い合わせください

白糠町の医療機関・薬局・介護サービス事業所



○診療所・医院

医療機関名	住 所	電話番号	診療科目
しらぬかクリニック	東 1 条北 1 丁目 3 番地 9	9-2960	内科、胃腸科、外科
森田医院	東 2 条北 1 丁目 2 番 97 号	2-3556	内科
白糠整形外科医院	西 1 条南 2 丁目 2 番地 6	2-2101	外科、整形、リハビリテーション
セセッカ診療所	西庶路西 1 条南 3 丁目 3 番地 28	5-8288	内科、小児科、耳鼻科

○歯科医院

医療機関名	住 所	電話番号
たかデンタルクリニック	東 1 条北 4 丁目 1 番地 10	2-2100
しぶえ歯科クリニック	東 1 条南 1 丁目 2 番地 34	9-3300
津田歯科医院	東 1 条南 2 丁目 1 番地 36	2-4610
西庶路歯科診療所	西庶路東 1 条南 2 丁目 1 番地 12	5-2324

○薬局

薬局名	住 所	電話番号
白糠薬局	東 1 条南 1 丁目 2 番地 20	2-2197
しろくま薬局	東 1 条北 1 丁目 3 番地 14	9-2700
東山調剤薬局	東 2 条北 1 丁目 2 番地 96	9-3433
有限会社みま薬局	西庶路東 1 条南 2 丁目 1 番地 3	5-3793

○介護サービス事業所

事業者名	住所	電話番号	サービス種別
白糠町社会福祉協議会	東 1 条北 1 丁目 1 番地 9	2-2042	居宅介護支援、訪問介護
合同会社ケアトカ	東 1 条南 2 丁目 2 番地 29	6-0390	居宅介護支援
白糠訪問看護ステーション	東 1 条北 7 丁目 5 番地 10	9-2733	訪問看護
特別養護老人ホーム清和園	和天別 100 番地 1	2-3200	施設入所、デイサービス、ショートステイ
ケアホーム春風	庶路宮下 5 丁目 3 番地 23	5-9600	デイサービス
グループホーム ななかまどの里	西庶路西 1 条南 3 丁目 3 番地 10	6-0150	認知症対応型共同生活介護

釧路の介護施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設）



○特別養護老人ホーム

事業者名	住所	電話番号
釧路鶴ヶ岱啓生園	釧路市鶴ヶ岱2丁目2番5号	0154-41-1123
釧路昭和啓生園	釧路市昭和南5丁目23番1号	0154-51-5541
はるとりの里	釧路市春採7丁目9番7号	0154-47-2300
百花苑	釧路市昭和190番地4521	0154-55-1165
釧路北園啓生園	釧路市北園1丁目1番27号	0154-55-5252
さくらの里	釧路市桜ヶ岡4丁目14番10号	0154-92-2151
きんれんかの里	釧路市愛国191番5711	0154-38-8222
ぬさまい	釧路市幣舞町4番7号	0154-41-2233
鶴の園	釧路市阿寒町富士見2丁目5番10号	0154-66-1010
えぞりんどうの里	釧路市音別町中園2丁目118番5号	01547-9-5011
釧路町釧望やすらぎの郷	釧路町字別保原野南20線53番地9	0154-40-2537

○老人保健施設

事業者名	住所	電話番号
老健くしろ	釧路市昭和190番地4462	0154-55-2331
ケアコートひまわり	釧路市堀川町8番43号	0154-24-1165
老健たいよう	釧路市春採7丁目9番8号	0154-46-7233
老人保健施設星が浦	釧路市星が浦大通3丁目9番35号	0154-55-2800
ナーシングホームコスモス	釧路町睦2丁目1番10号	0154-38-5457

